

(案)

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。

令和8年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 亘 理 榮 好

1 操業禁止区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から沖側に500メートルの距離の点

漁場別の距離 別表のとおり

2 操業禁止区域内における操業禁止時間 日没から日の出までの間

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時期	距離（m）				備考
			点ア	点イ	点ウ	点エ	
定第214号	三丁目	周年	400	200	200	500	釜石地区

7 岩定協発第 25 号

令和 8 年 4 月 9 日

岩手海区漁業調整委員会会長 殿

岩手県定置漁業協会

会 長 山 崎 義



いか釣り漁業の操業禁止区域の設定について (要望)

令和 8 年 4 月 7 日付け漁調委第 4 号で照会のありました、定置漁業のいか釣り漁業の操業禁止区域につきましては、前回の指示と同じに沖側の三地の羽子から 500 メートルの操業禁止区域を継続して設定されるよう要望致します。

なお、本設定を要望するにあたって、岩手県沿岸漁船漁業組合の諒承を得ておりますことを申し添えます。



8 岩沿岸漁発第 3 号  
令和 8 年 4 月 8 日

岩手県定置漁業協会会長 様

岩手県沿岸漁船漁業組合  
組合長理事 志田 惠洋  
(公印省略)

定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する  
意見について (回答)

岩手海区漁業調整員会から令和 8 年 4 月 7 日付け漁調委第 4 号で照会のありました標記については、別添写しのとおり異議のない旨回答しましたのでお知らせします。

8 岩沿岸漁発第 3 号  
令和 8 年 4 月 8 日

岩手海区漁業調整委員会  
会長 亘理 榮好 様

岩手県沿岸漁船漁業組合  
組合長理事 志田 恵洋  
(公印省略)

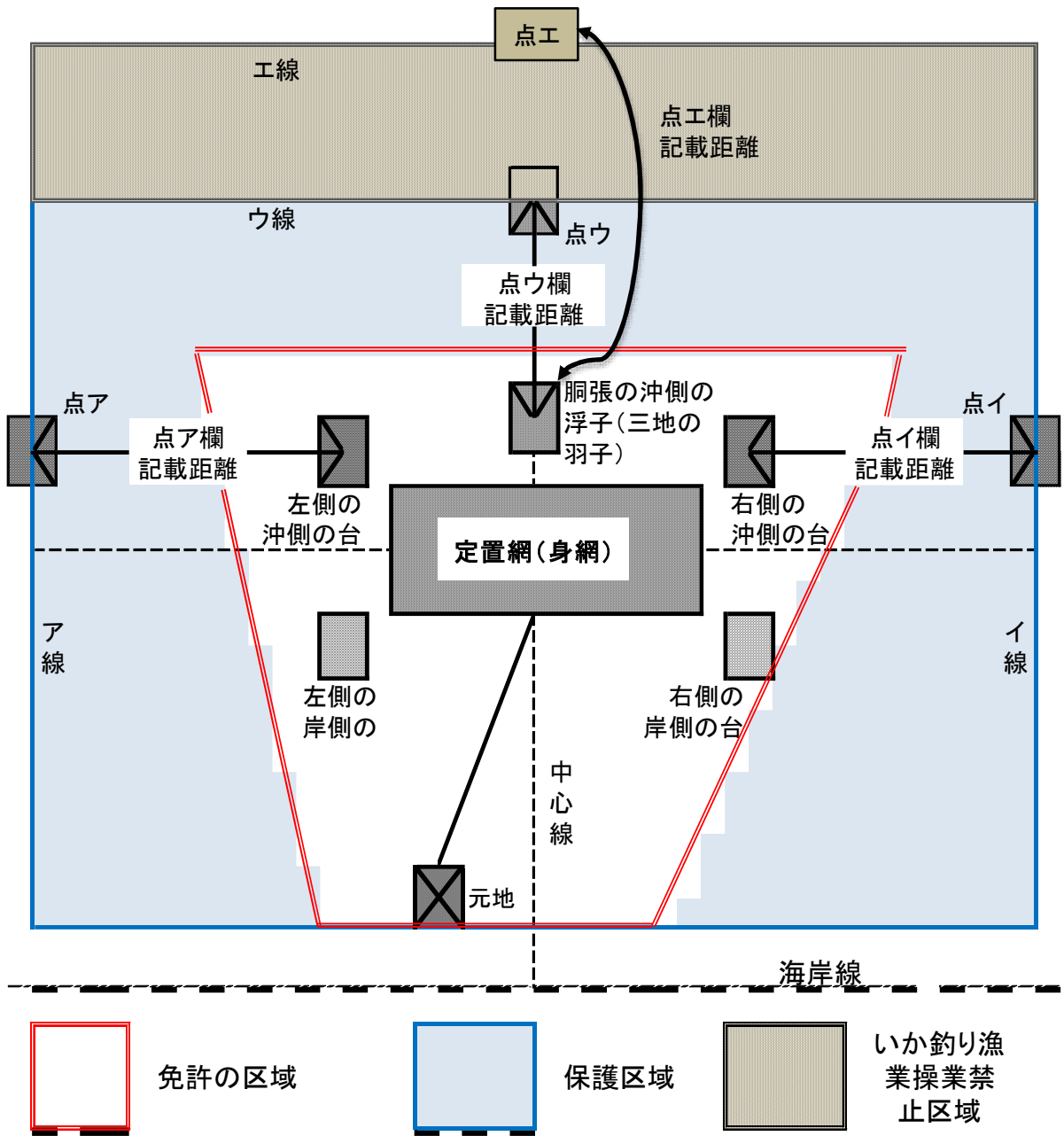
定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する  
意見について (回答)

令和 8 年 4 月 7 日付け漁調委第 4 号で照会のありました標記につい  
ては、特に意見はありません。



# 定置漁業のいか釣り操作禁止区域の模式図

## 元地が陸上に接しない所にある漁場



定置漁業（小型定置漁業含む）のいか釣り漁業操業禁止区域設定に至るまでの経緯

時 期	概 要
平成7年6月22日	全国いか釣り協議会（事務局：全漁連）が、「集魚灯の光力の上限值を180kwとする」ことを決議。
	平成7年から9年度にかけて、北海道、青森県、秋田県、宮城県、山形県では、漁業許可の制限・条件又は委員会指示で定められている光力の上限を180kwに緩和するよう改正
平成10年8月26日	岩手県沿岸漁船漁業組合から岩手県知事に対し、いか釣り漁業の集魚灯の光力について「上限を180kw」に引き上げるよう要望書が提出される。
平成10年8月26日	岩手県定置漁業協会から当委員会に対し、「いか釣り漁業の集魚灯の光力アップに伴い、定置の身網から半径1,000m以内をいか釣り漁業の操業禁止区域」とするよう要望書が提出される。
平成10年12月17日	第304回岩手海区漁業調整委員会において、事務局からいか釣り漁業操業禁止区域設定の要望の内容と今後の方針等について説明。
平成11年5月9日	岩手県漁業調整規則の一部改正。 (いか釣り漁業の電気設備に係る制限(30kw以下)を削除)
平成11年5月10日	岩手県定置漁業協会及び岩手県沿岸漁船漁業組合が合同役員会を開催。「定置の身網から沖合500m以内を操業禁止区域」とすることを合意。
平成11年5月17日	第306回岩手海区漁業調整委員会において、「定置の身網から沖合500m以内を操業禁止区域」とする委員会指示を発動することを決定。 (平成11年5月25日指示発動)
平成11年5月25日	いか釣り漁業の許可の制限又は条件で、電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量を「180kw以下」とする。

岩手県漁業調整規則による電気設備の改正内容（平成11年）

改 正 前		改 正 後	
(電気設備の制限) 第47条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用する漁船には、1漁船につき、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。		(電気設備の制限) 第47条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用する漁船には、1漁船につき、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。	
漁業種類	総設備容量の範囲	漁業種類	総設備容量の範囲
火光利用敷網漁業	集魚灯に使用する電球 10キロワット以下	火光利用敷網漁業	集魚灯に使用する電球 10キロワット以下
いか釣り漁業	集魚灯に使用する電球 30キロワット以下	一部改正 [平成11年105号]	

岩手海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。

令和6年3月1日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1 操業禁止区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から沖側に500メートルの距離の点

漁場別の距離 別表のとおり。

2 操業禁止区域内における操業禁止時間 日没から日の出までの間

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時期	距離（m）				備考
			点ア	点イ	点ウ	点エ	
定第1号	土釜沖	周年	500	500	200	500	久慈地区
定第2号	有家網	〃	500	500	200	500	〃
定第3号	中野網	〃	500	500	200	500	〃
定第4号	沖桑畑網	〃	500	500	200	500	〃
定第5号	岸横沼網	〃	500	500	200	500	〃
定第6号	沖横沼網	〃	500	500	200	500	〃
定第7号	本波網	〃	500	500	200	500	〃
定第8号	大作根網	〃	500	500	200	500	〃
定第9号	赤磯網	〃	500	500	200	500	〃
定第10号	えびす網	〃	500	500	200	500	〃
定第11号	白島網	〃	500	500	200	500	〃
定第12号	屋形網	〃	500	500	200	500	〃
定第13号	秋浜山	〃	500	500	200	500	〃
定第14号	平磯	〃	500	500	200	500	〃
定第15号	沼の鼻	〃	500	500	200	500	〃
定第16号	白井網	〃	500	500	200	500	〃
定第17号	二子網	〃	500	500	200	500	〃

定第18号	黒崎	〃	500	500	200	500	〃
定第19号	アンモ浦	〃	500	500	200	500	〃
定第20号	からはし	〃	500	500	200	500	〃
定第101号	羅賀	〃	600	400	200	500	宮古地区
定第102号	須久洞	〃	600	400	200	500	〃
定第103号	熊の鼻	〃	600	400	200	500	〃
定第104号	赤島	〃	600	400	200	500	〃
定第105号	佐賀部	〃	600	400	200	500	〃
定第106号	秋姉ヶ崎	秋	600	400	200	500	〃
定第107号	日出島	周年	600	400	200	500	〃
定第108号	一丁目	〃	600	400	200	500	〃
定第109号	秋二丁目	秋	600	400	200	500	〃
定第110号	三丁目	周年	600	400	200	500	〃
定第111号	平島	〃	600	400	200	500	〃
定第112号	与奈	〃	600	400	200	500	〃
定第113号	姉吉	〃	600	400	200	500	〃
定第114号	根滝	〃	400	600	200	500	〃
定第115号	秋館ヶ崎	秋	600	400	200	500	〃
定第116号	松島	周年	600	400	200	500	〃
定第117号	氷場	〃	600	400	200	500	〃
定第118号	夏立神岩	夏	600	400	200	500	〃
定第119号	沖の沢	周年	400	600	200	500	〃
定第120号	新釜	〃	400	600	200	500	〃
定第121号	四丁目	〃	600	400	200	500	〃
定第122号	五丁目	〃	600	400	200	500	〃
定第123号	小谷島	〃	600	400	200	500	〃
定第124号	根崎	〃	600	400	200	500	〃
定第125号	大島	〃	600	400	200	500	〃
定第126号	中網	〃	600	400	200	500	〃
定第201号	野島	〃	400	200	200	500	釜石地区
定第202号	沖野島	〃	400	200	200	500	〃
定第203号	長越	〃	400	200	200	500	〃
定第204号	秋三丁目	秋	400	200	200	500	〃
定第205号	四丁目	周年	400	200	200	500	〃
定第206号	三貫	〃	400	200	200	500	〃
定第207号	汐折	〃	400	200	200	500	〃
定第208号	ほっちょうか	〃	400	200	200	500	〃
定第209号	白崎	〃	400	200	200	500	〃
定第210号	沖網	〃	400	200	200	500	〃

定第211号	小松	〃	400	200	200	500	〃
定第212号	大建	〃	400	200	200	500	〃
定第213号	金島	〃	400	400	200	500	〃
定第301号	夏白石	夏	400	400	200	500	大船渡地区
定第302号	横沼	周年	400	400	200	500	〃
定第303号	大鮎	〃	400	400	200	500	〃
定第304号	小壁	〃	600	400	200	500	〃
定第305号	大輪	〃	600	400	200	500	〃
定第306号	二ツ水	〃	400	600	200	500	〃
定第307号	大塩崎	〃	600	400	200	500	〃
定第308号	鬼間ヶ崎	〃	600	400	200	500	〃
定第309号	清水輪	〃	600	400	200	500	〃
定第310号	脛崎	〃	600	400	200	500	〃
定第311号	夏茂田	夏	600	400	200	500	〃
定第312号	願松	周年	400	600	200	500	〃
定第313号	大入	〃	400	600	200	500	〃
定第314号	重根	〃	500	500	200	500	〃
定第315号	大坪	〃	200	400	200	500	〃
定第316号	鶉の島	〃	200	400	200	500	〃
定第317号	大浜	〃	500	500	200	500	〃
定第318号	黒崎	〃	300	300	200	500	〃
定第319号	椿島	〃	300	300	200	500	〃
定第320号	仁位達	〃	400	400	200	500	〃

**参考**

定置漁業の免許と定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示の発動状況

大型/小型	免許/許可	件数	有効期間	委員会指示発動日
<b>大型※1</b>	<b>免許</b>	<b>1</b>	<b>令和8年5月1日～令和11年2月28日</b>	<b>令和8年 月 日</b>
大型※1	免許	1	令和8年4月1日～令和11年2月28日	令和8年4月3日 (指示第3号)
大型※1	免許	79	令和6年3月1日～令和11年2月28日	令和6年3月1日 (指示第2号)
小型※2	免許	24	令和5年9月1日～令和15年8月31日	令和5年9月1日 (指示第5号)
小型※3	許可	8	令和5年9月1日～令和10年8月31日	令和5年9月1日 (指示第6号)

※1：定置漁業（定置漁業権漁業）

※2：小型定置漁業（共同漁業権漁業）

※3：小型定置網漁業（知事許可漁業）